



令和2年7月30日

【照会先】

兵庫労働局雇用環境・均等部指導課

課長 木村智光

課長補佐 鳥海晃司

労働紛争調整官 増田乾成

(電話) 078-367-0820

報道関係者 各位

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」における相談状況について（第6報）

～労働相談は減少傾向にあるが、休業支援金・給付金の問合せが増加中～

兵庫労働局（局長 荒木祥一）では、本年2月14日から「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設していますが、本年7月15日時点における相談状況を取りまとめましたので、公表します。

1. 相談件数

33,474件（詳細は別表のとおり）

2. 相談者の内訳

事業主 23,017人（71.6%）、労働者 5,494人（17.1%）、
社会保険労務士 2,189人（6.8%）

3. 相談内容

雇用調整助成金 21,310件（63.7%）、休業（休業手当等） 4,861件（14.5%）、
賃金 1,278件（3.8%）、解雇・雇止め 1,088件（3.3%）、休暇 550件（1.6%）

4. 業種

製造業 5,025人、飲食業 4,368人、卸小売業 3,250人、医療・福祉業 1,470人

5. 相談の傾向

労働相談は減少傾向にあり、7月に入って1日平均200件のペースで推移している。事業主からは雇用調整助成金の申請手続きに関する相談が多い一方、労働者からは新設された新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する問合せが増加している。また、経営状況の悪化による労働条件の引き下げ、事業縮小や廃業に伴う解雇や退職勧奨等にかかる紛争の相談も寄せられている。

6. 今後の兵庫労働局の取組

今後も相談内容を丁寧に聞き取り、労働関係法令の的確な説明、個別労働紛争解決促進制度の活用によりトラブルの解決を図る。また、法違反が疑われる場合の所轄部署への確実な取次ぎや、国による各種支援策の情報提供等に努めていく。

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設しました。

兵庫労働局は、新型コロナウイルス感染症にかかる労働問題(労働条件、安全衛生、雇用の維持・確保に関する助成金等)に関する特別相談窓口を令和2年2月14日より開設しています。

また、利用者の皆さまに来庁いただくことなく、電話による労働相談、電子申請・郵送での各種届出・申請が可能ですので、積極的な活用をお願いします。

1 兵庫労働局総合労働相談コーナー 電話 078-367-0850

(神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー15階 指導課内)

＜受付時間＞ 9時00分～17時00分 ※土日祝除く

＜相談内容＞ 新型コロナウイルス感染症の影響による一般的な労働相談

各労働基準監督署の総合労働相談コーナーにも特別相談窓口を設置しています。

☆働く妊婦の方の母性健康管理措置を適切に図るよう、男女雇用機会均等法に基づく指針が改正されています。また、母性健康管理措置による休暇取得支援助成金も新設されています。

☆労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続きについては、兵庫労働局の雇用環境・均等部指導課にお問い合わせください(電話 078-367-0820)。「働き方・休み方改善コンサルタント」による、特別休暇の導入にあたってのコンサルティングも実施しています(無料)。

2 ハローワーク助成金デスク(兵庫労働局職業安定部職業対策課) 電話 078-221-5440

(神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階)

＜受付時間＞ 8時30分～17時15分 ※土日祝除く

＜相談内容＞ 雇用の維持・確保に関する助成金に関する相談

3 その他の相談窓口

労働問題以外の相談については、厚生労働省では以下の相談窓口を設けています。

厚生労働省の電話相談窓口 電話 0120-565653(フリーダイヤル)

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、電話相談窓口を設置しております。

＜受付時間＞ 9時00分～21時00分(土日祝日も実施)

帰国者・接触者相談センター

発熱や咳などの症状がある方については、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にて相談を受け付けております。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金等の申請に関する問合せを受け付けています。

＜電話番号＞ 0120-60-3999(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 9時00分～21時00分(土日祝日も実施)

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請に関する問合せを受け付けています。

＜電話番号＞ 0120-221-276(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 8時30分～20時(月～金曜日)、8時30分～17時15分(土日祝)

【新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談状況】

別表

<参考>月別の推移

| | | 2/14~7/15 (第6報) | 2/14~2/29 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7/1~7/15 |
|------|------------------|--------------------|-------------|---------------|----------------|----------------|---------------|---------------|
| 相談者 | 合計 | 32,160人 | 110人 | 1,764人 | 10,812人 | 9,754人 | 7,266人 | 2,454人 |
| | 事業主 | 23,017人 | 74人 | 1,079人 | 7,390人 | 6,687人 | 5,873人 | 1,914人 |
| | 労働者 | 5,494人 | 13人 | 400人 | 2,118人 | 1,543人 | 1,019人 | 401人 |
| | 社会保険労務士 | 2,189人 | 15人 | 169人 | 708人 | 963人 | 238人 | 96人 |
| | 労働者の家族・知人 | 493人 | 7人 | 21人 | 237人 | 140人 | 71人 | 17人 |
| | その他(地方自治体・経済団体等) | 967人 | 1人 | 95人 | 359人 | 421人 | 65人 | 26人 |
| 相談内容 | 合計 | 33,474件 | 117件 | 1,946件 | 11,328件 | 10,086件 | 7,493件 | 2,504件 |
| | 雇用調整助成金 | 21,310件 | 29件 | 733件 | 6,251件 | 6,767件 | 5,669件 | 1,861件 |
| | 休業(休業手当等) | 4,861件 | 43件 | 331件 | 2,231件 | 1,342件 | 725件 | 189件 |
| | 賃金 | 1,278件 | 0件 | 26件 | 534件 | 411件 | 233件 | 74件 |
| | 解雇・雇止め | 1,088件 | 5件 | 46件 | 405件 | 368件 | 196件 | 68件 |
| | 休暇(年次有給休暇含む) | 550件 | 6件 | 139件 | 205件 | 115件 | 75件 | 10件 |
| | 休業支援金・給付金 | 359件 | | | | | 155件 | 144件 |
| | その他(労働時間・安全衛生等) | 4,028件 | 34件 | 671件 | 1,702件 | 1,083件 | 440件 | 158件 |
| 業種 | 合計 | 32,160人 | 110人 | 1,764人 | 10,812人 | 9,754人 | 7,266人 | 2,454人 |
| | 製造業 | 5,025人 | 23人 | 298人 | 1,542人 | 1,311人 | 1,304人 | 547人 |
| | 飲食業 | 4,368人 | 4人 | 96人 | 1,521人 | 1,532人 | 947人 | 268人 |
| | 卸小売業 | 3,250人 | 4人 | 126人 | 1,114人 | 1,066人 | 717人 | 223人 |
| | 医療・福祉業 | 1,470人 | 10人 | 91人 | 577人 | 398人 | 300人 | 94人 |
| | 宿泊業 | 1,029人 | 5人 | 95人 | 299人 | 313人 | 215人 | 102人 |
| | 道路貨物運送業 | 544人 | 3人 | 16人 | 151人 | 144人 | 169人 | 61人 |
| | 労働者派遣業 | 494人 | 4人 | 47人 | 185人 | 109人 | 104人 | 45人 |
| | 道路旅客運送業 | 455人 | 10人 | 48人 | 147人 | 132人 | 85人 | 33人 |
| | その他(業種不明含む) | 15,525人 | 47人 | 947人 | 5,276人 | 4,749人 | 3,425人 | 1,081人 |

新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談における助言・指導事例

| 事例 1 | 解雇に係る助言・指導 |
|--------------------|--|
| <p>概要</p> | <p>申出人はアルバイトとして雇用され、居酒屋のホール業務に従事していた。本年4月、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言による休業要請を受けて、店舗の営業自粛に伴い自宅待機となった。しかし、5月になって、アルバイト全員に対し「緊急事態宣言に伴う一時解雇」という社長名の文書が通知された。「新型コロナウイルス感染症が落ち着けば、声をかける」との記載であったが、戻れる保証はない。長年一生懸命に働いてきたにもかかわらず、申出人の貢献を考慮せず、紙一枚で突然解雇するのは納得できない。</p> <p>今後も働きたいと考えているため、<u>解雇の撤回を求めたい</u>として、助言・指導を申し出たもの。</p> |
| <p>助言・指導の内容・結果</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主に対し、<u>労働契約法第16条において、解雇は客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、権利濫用として無効になることを説明し、法令に沿った解決に向けて申出人と話し合うなどの対応をとるよう助言</u>した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動を縮小せざるを得なくなった場合であって、労働者の雇用維持を図る場合は、<u>「雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）」</u>が利用できることを案内した。 ・ 助言に基づき、紛争当事者間で話し合いが行われ、雇用調整助成金を活用することにより、労働者の雇用維持を図るとともに、申出人の解雇は撤回、継続勤務できることとなった。 |
| 事例 2 | 退職勧奨に係る助言・指導 |
| <p>事案の概要</p> | <p>申出人はタクシー会社に正社員として雇用されているが、新型コロナウイルス感染症蔓延によって利用者が外出を控えたため、急激に売り上げが減少、この事態を重く見た社長からタクシー運転手全員に退職勧奨が行われた。雇用を継続する場合であっても、当面は昼間業務のみになるという。</p> <p>継続勤務が第一希望であるが、一定程度の金銭補償があれば退職に応じても構わない気持ちもある。</p> |
| <p>助言・指導の内容・結果</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主に対し、<u>労働基準法第26条の考え方、「雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）」</u>の活用を案内し、<u>解決に向けて申出人と話し合うなどの対応をとるよう助言</u>した。 ・ 助言に基づき、紛争当事者間で話し合いが行われ、退職勧奨を取り下げ、休業手当を支払うとともに、事業主は雇用調整助成金を活用することにより雇用の維持を図ることとなった。 |